

■ 人形劇フェスタのサポートスタッフ登録にあたり

1. 6日間の開催ですが、1日（火）と2日（水）は業務がない場合があります。
2. 希望する日時欄には原則として【午前】・【午後】・【夜間】を単位に、参加可能な日時に○、参加できないかもしれない日時には△を記入して下さい。（何時でも良い場合は全てに○印です。）
3. △を付けた日時も登録上は参加できる人と同じ扱いで配属されます。欠席が分かった段階で下記問い合わせ先まで連絡を下さい。
4. 各業務で定員オーバーとなった場合、希望業務に就けない可能性もありますのでご了承下さい。
5. 定員オーバーとなった業務は、土曜日午後に参加可能な人が優先的に配置されます。
6. 観客受付スタッフは午前のみ、午後のみ登録も可能です。他の業務は終日参加が原則です。
7. 12:00をまたいで従事する場合は昼食、18:00をまたいで従事する場合は夕食を提供します。
8. パークスタッフは日によって観客受付スタッフへ配置換えになることがあります。
9. ぽおスタッフは身長制限（145cm～155cm）があり希望に添えない場合があります。業務別研修会の際、面接しながらぽお隊の編成を行います。
10. レポートスタッフは3人前後のチームで従事します。登録用紙にチーム名を記載してください。
11. 大学生以上のスタッフは観客受付の会場表方責任者を依頼する場合があります。
12. フェスタ期間中はサポートスタッフの皆さんも必ず参加証ワッペンを着用してください。
13. 未成年（高校生以下）の方は、同意書に必ず保護者の署名と捺印をお願いします。
14. 7月上旬頃本人宛に参加受理書と研修会の開催日程が郵送されます。
また、不明点などの確認のため自宅に電話させていただく場合があります。
15. 締切りを過ぎると事務処理の関係上、参加受理書が送れなくなる場合がありますので、締切日6月23日（金）までに登録用紙が届く様にして下さい。
16. 7月16日（日）、17日（月・祝）の15:00～17:00に実施予定の全体研修会及び、業務別研修会に必ず参加してください。また、遠隔地の方へは研修資料をお送りしますので受取可能な住所を記載してください。
17. 万一事故が発生した場合、主催者は応急処置及び傷害保険に加入している範囲内で対応します。
（下記「ボランティア活動・傷害保険について」を参照してください。）
18. スタッフ登録に関する情報はフェスタ業務配属以外の用途には使用致しません。
19. 出欠連絡先 飯田文化会館フェスタ実行委員会事務局 筒井 TEL0265-23-3552 FAX0265-23-3533

■ ボランティア活動・傷害保険について

いいだ人形劇フェスタのスタッフ登録をされた方全員、ボランティア活動・傷害保険に加入しています。

- 傷害保険の対象者は：いいだ人形劇フェスタのスタッフ登録者全員
 - こんな事故のとき保険金をお支払いします。：いいだ人形劇フェスタのボランティア活動に参加するため、所定の集合地で責任者の管理下に入ったときから、所定の解散地で解散するまでの間に偶然な事故によって、ケガをした場合に保険金をお支払いします。
 - お支払いする保険金は：
 - 死亡・後遺障害保険金：1,000万円
 - 入院保険金日額：5,000円
 - 通院保険金日額：3,000円
 - ①死亡保険金：ケガのため事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
 - ②後遺障害保険金：ケガのため事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで、身体の一部を失い、またはその機能に重大な障害を残した場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。
 - ③入院保険金：事故の日からその日を含めて180日以内のそのケガによる入院の日数に対して、1日5,000円の入院保険金をお支払いします。
 - ④手術保険金：入院保険金が支払われる場合で、そのケガのために所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に、手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額をお支払いします。
 - ⑤通院保険金：事故の日からその日を含めて180日以内の、そのケガによる通院の日数に対し、90日を限度として1日3,000円の通院保険金をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。
- *これらの保険金は、労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無に関係なくお支払いします。
*上記①②の保険金は、合計して、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。
- 次のような場合は、保険金をお支払いできません。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意によるケガ。
 - ②けんかや自殺・犯罪行為によるケガ。
 - ③地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ。
 - ④頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
 - ⑤熱中症などケガではなく一般に病気と呼ばれるもの。など